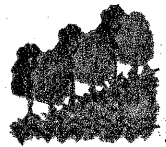


議会を変えよう！ 市政を変えよう！

ふじしろ政夫と共に市政を変える会ニュース

発行：ふじしろ政夫と共に市政を変える会 2006年9月号
〒273-0122 鎌ヶ谷市東初富5-24-50 TEL&FAX 047-445-9144
E-mail: masao.fujishiro@zo.wakwak.com



自治基本条例……“一身独立、一国独立”を！

地方分権一括法により「機関委任事務」がなくなり、地方自治体は国と対等となりました。地域の自治体が主体的に、自らのまちづくりをしていく方向性が示されました。

そこに住む住民は自ら自立した市民として、自分たちのまちをつくっていく権利と責務が提示されました。

ニセコ町は2000年「ニセコ町まちづくり基本条例」を制定し、自治のまちづくりにその大きな一歩を踏み出しました。

私たちのまち鎌ヶ谷市も、2003年8月から自治基本条例の策定に向けて、市民と行政が一緒になって作業を進めております。

「市民一人一人が自らの手で、自分たちのまちの有様を決めていく、つくっていく」その仕組みを今、つくろうとしているのです。

“さようなら…おまかせ民主主義”と言われて久しく、今やNPO活動・市民活動の推進と、市民・行政との協働が当然のごとく語られています。

日本の政治は地方から、大きく変わりつつあります。しかし、まだまだ根本的な仕組みが作りきれれておりません。

行政は、市民自治を実現するためにこそある、といわれる時代になりました。

自治基本条例の中に規定される項目について、検討してみましょう。

① 情報の公開と共有

これからの少子高齢化社会、市の課題は？
高齢者医療、介護をどう実現するのか？



これらを決定するには、行政の持っている情報が広く市民と共有されなければなりません。

より深く公開されてこそ、市民は主体的にまちづくりにかかわれるのでしょうか。‘知る権利’と‘説明責任’の相関性も十分確保されなければなりません。

自治基本条例

自治基本条例要綱案
パブリックコメント

7月19日(水)～8月18日(金)

鎌ヶ谷市役所企画政策課

—ふじしろ政夫—

② 住民投票制度

市民が主役であるなら、市の重要な事柄については市民自ら‘投票’によって方向性を示す制度が創り出される必要があります。

二代表制としての首長・議員へ与えられる権力は、主権者たる市民の権力にその源

を発します。自治のまち鎌ヶ谷の仕組みとして「住民投票制度」は、当然のものとして制定されるべきでしょう。

市民からの声

私たちの‘憲法’自治基本条例

4年前の市長選挙の時、清水現市長が“市民が主役”を謳ったことで、鎌ヶ谷市では“市民が主役”という考え方が広く理解されてきました。一方、国のレベルでは、6年前の地方自治法の大改正以降、国はいろいろな役割を国から地方へ移し、今や地方の時代となってきました。

地方政府である鎌ヶ谷市には、“市民が主役”を推進し、暮らしやすく夢のあるまちづくりを実現するために、その礎石となる市独自の“憲法”が必要となっています。

その憲法が、鎌ヶ谷市自治基本条例です。鎌ヶ谷市では3年前から市民ワークショップなどで検討が重ねられ、この8月には広く市民の声を聞くためのパブリックコメントも実施されました。制定される自治基本条例は、私たち市民が誇れるものであるよう強く願っています。

<鎌ヶ谷2丁目 奈良直次>

ふじしろ政夫と共に市政を変える会

【入会のお誘い】

いっしょに市政を考えていきませんか？
毎月ニュース・イベントなどのご連絡をいたします。
年会費 1000円 TEL/FAX 047-445-9144
郵便振込：00110-7-758512 ふじしろ政夫

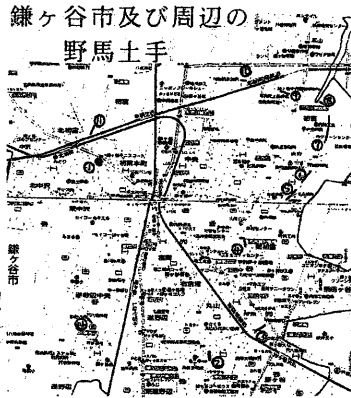
NOMADOTE

小金中野牧の捕込、初小野馬土手が国の文化財指定となるよう…今、国・県・市の間で審議をしています。

徳川幕府直轄の牧の遺構‘野馬土手’に光を当て、ふるさと鎌ヶ谷の文化を守り、活かしていきましょう！

鎌ヶ谷市内に現存する土手を、実際にまわって写真を撮ってきた鈴木喜久次さんの〈野馬土手めぐり〉を数回にわたってご報告いたします。

今回第一回目は ①捕込 ②二中前二重土手です。



野馬土手めぐり ～第一回～ 鈴木喜久次さん

(1) 小金中野牧の込跡 (東中沢2丁目)

昭和42年3月 千葉県指定史跡

江戸幕府は軍事上重要な馬を確保するために直営の牧場を保有し、放牧した馬を捕える捕込が作られていた。

本捕込は、50m×100mに及ぶ広大なものであった。現存する分はその約1/3であるが、東葛地方で牧の面影を伝える数少ない遺跡である。後世に未長く伝えたい遺跡として、周辺をフェンスで囲う等土手の保護も必要であろう。



【1】昭和42年3月 千葉県指定史跡 小金中野牧の込跡 (東中沢2丁目 所在)

(2) 野馬土手 (鎌ヶ谷2丁目)

第二中学校前の通称グリーン通りを隔てた森の中に在る。二重の土手が約30m森の中へ続いているが、高さは0.5～1mでかなり消滅している。

この土手は鎌ヶ谷2丁目より9丁

目へと約1kmも続いていた二重野馬土手が、僅かに残った部分と言われる。根元があらわになった大木は、曾てここが高い土手であったことを物語っている。



【2】森の中の野馬土手 背高い雑草で写真では土手が判りにくい (鎌ヶ谷2丁目 所在)

きょうどう事務所 トライ

- ◆ 法律無料弁護士相談 要予約 ふじしろ市議まで
9/23⊕ 10/21⊕ 11/25⊕ 13:00～
- ◆ 基楽会 9/1⊕ 9/15⊕ 9/29⊕ 13:00～
- ◆ 今更英会話 毎週木曜日 13:30～
- ◆ 数学教室 毎週月・火曜日 19:00～

「原爆の図」写真展を開催して

8月1日から15日まで東部学習センターギャラリーで大小11枚のパネルを展示しましたところ、実に多くの方々の参観を頂き、主催者側として感謝する次第です。

戦後61年を経ても尚、広島・長崎の原爆による惨劇はこれらのパネルを通して、私たちの心に訴えるものがあったからだと思います。「戦争をすれば弱いものが倒れ、惨い地獄の世界になるだけ」という印象を強烈に与えてくれたと考えます。

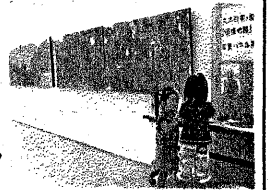
メディア各誌もこの展示会のことを報じたためか、市内はもとより白井市・松戸市・船橋市や市原市からも子供も含む参観者が訪れ、備え付けのノートには感想や意見を多数記入していただきました。

今回の開催に当たり協力を頂いた丸木美術館、また後援共催をしてくれた各団体や当会の仲間たちに心から感謝申し上げます。

かまがやの地方自治をつくっていく会
武田 信明

展示会場での感想ノートから

- ★ 戦争は絶対にやってはいけない。
この画を見れば良くわかる。
- ★ なみだがでそうになった。あー、むかしはせんそうでそんなにしんだ人がいたのか。(小2)
- ★ 原爆の恐ろしさ、ひしひしと伝わってきます。二度とくりかえしてはならないと思います。



9月議会の予定 会期 9月7日～9月29日

9月12日 代表質疑 13日、14日 常任委員会
19日、20日、21日 決算特別委員会
25日、26日、27日 一般質問

<議案> (予定)

- ・ 平成17年度決算認定
- ・ 「鎌ヶ谷市国民保護計画」にかかわる条例案
(国民保護協議会、対策本部など)

<ふじしろ政夫の一般質問>

- ① 鎌ヶ谷市自治基本条例について
- ② 障がい者自立支援法の課題と解決策

お知らせ

- ☆ 共謀罪ってなあに？— 共謀罪その内容と今後の動き—
9月10日(日) 14:00～ (無料)
中央公民館学習室 (初富駅より一分)
講師:海渡雄一 弁護士
- ☆ 多様な雇用から始まる共生社会
9月6日(水) 18:00～ (無料)
千葉県青少年女性会館 4F(天台6丁目)
講師:堂本暁子 県知事
- ☆ 里山・川・湿地の保全— 環境シンポジウム千葉会議—
9月17日(日) 13:00～ (500円)
日大生産工学部 津田沼キャンパス 14号館